

平成22年11月26日

各 位

株式会社 福岡銀行

不祥事件の発生について

この度、当行におきまして、下記の不祥事件が発生いたしました。

当行は、コンプライアンスを経営の最重要課題のひとつと位置づけ、不祥事件の根絶に向けて様々な取り組みを行ってまいりましたが、かかる不祥事件を発生させたことを真摯に受け止めております。

また、日頃からご支援とご愛顧を賜っておりますお客様、地域の方々ならびに関係の皆様方にご迷惑をおかけしましたことを、心からお詫び申し上げます。

記

1. 事件の概要

当行大牟田支店元行員（課長・39才・男性）が、平成20年6月から平成22年8月にかけて、複数のお客様から計502万円を着服していたことが判明しました。

本件につきましては、内部調査を行ったところ、事業性融資の保証料支払の名目で普通預金払戻請求書等を詐取し、その後、これらを利用して現金の引出しを行う等の手口で着服していたことが判明したものです。

被害に遭われたお客様には、事実関係をお伝えするとともに、深くお詫び申しあげ、被害弁済を行っております。

なお、着服金につきましては、事故者から全額弁済を受けております。

事故者につきましては、本日付けで懲戒解雇処分といたしました。

また、本件につきましては、既に警察への通報を行っております。

2. 今後の対応

引き続き内部管理態勢の充実・強化に努めますとともに、信頼回復に向けて、役職員一同、全行あげて全力で取り組んでまいります。

以 上